

分割地所有と「地代」

東 井 正 美

は し が き

日本農業におけるように、もっぱら小経営が支配的なところでは、農産物価格および小作料（農地改革以前の小作料）がどのような法則性をもって決定されるかということが重要な課題となり、この課題の解明への鍵を与えるものとして、マルクスの『資本論』第3巻第47章「資本制地代の発生史」の第5節「分益農制と農民的分割地所有」（Karl Marx, „Das Kapital“, herausgegeben v. M.-E.-L.-Institut, Bd. III, 1934, S. 854-66.—以下、K. III. の記号で略記。長谷部文雄訳本4，河出書房版，1965，288—297ページ。—以下、訳本4と略記す。）がしばしばとりあげられているのである。

しかしながら、平田清明氏が「分割地所有と地代範疇—分割地所有の地代論的研究のために」において指摘しているように、「この第47章とくにその第5節における分割地所有論は、断片的に引用されること多くして、その文脈が理解されることのほとんどない個所といっても過言ではない」（山田盛太郎編『変革期における地代範疇』1956年，269ページ）のである。平田氏は、周知のごとく、「この第47章第5節の『資本論』第3巻第6篇地代論における位置を確定し、あわせて『資本論』第1巻第7篇第24章『いわゆる本源的蓄積』第7節『資本制蓄積の歴史的傾向』との関連をあきらかにすることに」（同書，269ページ）成功されている。そして平田氏は、分割地所有をこう位置づけられている。「分割地所有の叙述は、第1巻第24章第7節『資本制蓄積の歴史的傾向』におけ

る封建制から資本制への移行過程を、小経営的生産様式のなかで分割地所有がはたす機能の分析視角、すなわち分割地所有の存在構造の地代論的解明の視角から、究明したものにほかならない。両者の相違は、この移行過程をあつかう論理的ディメンジョン、したがってまた分析視角の相違にほかならない」(同書、277ページ)。この位置づけには全面的に賛成であって、平田氏のいうごとくに、先ず「『資本論』第3巻第47章第5節を以上のように整序し位置づけることが正しいとすれば、われわれは、分割地所有が封建制から資本制への移行の過渡期における世界史的な——しかも地代論的分析視角からする——範疇であることを」(同書、282ページ) あらかじめ確認しておかねばならないのである。

ところで「農民的分割地所有」(Das bäuerliche Parzelleneigentum)における抽象的諸規定、例えば、「差額地代」、「絶対地代」、いわゆる「名目地代」、農産物価格形成等々に関してはその解釈と理解の仕方はさまざまであって、きわめて断片的にとりあげられて種々論議の対象となっている。いわんや、その抽象的規定の日本への具体的適用に関しては、意見が種々雑多になり勝ちなのは当然の成行と思われるのである。

したがって、マルクスが「農民的分割地所有」において示唆した抽象的諸規定を日本へ具体的に適用する以前には、その抽象的規定をあらためて再検討しなおすことは意義なしとはなしえないであろう。その再検討は、日本資本主義の農業問題の科学的研究を深めるためにどうしても避けることができないものなのである。

以前からずっと、「何らの借地料(Pachtgeld)も支払われず、したがって地代(Rente)は、剰余価値の分化形態としては現象しない」分割地所有形態のもとで、「剰余価値または剰余労働の正常的形態」として現象する本源的な地代から離脱して、「地代の唯一の正常的形態」として現象する資本制地代への推転を示すということの過渡的な地代の性格を、マルクスはいかに把握し、いかに論じているかということが疑問となりつづけてきたのである。換言すれば、

なにゆえに分割地所有が、地代論的分析視角から、本源的地代形態から資本制地代への過渡形態とみなしうるか、ということの疑問が念頭から消えなかったのである。

平田氏は、分割地所有の過渡的性格を、地代論的分析視角から、「分割地経営における『生産者にとっての費用価格の要素としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素〔としての土地価格〕との間の衝突』」ということに集中的にとらえられたのである。そして平田氏は、この「衝突」は「『土地私有と合理的農業との矛盾がもってみずからを表示する』ところの封建制より資本制への過渡期における形態で」ある、「この矛盾の展開は、過渡的地代形態を止揚して、資本主義的地代形態への推転を結果せずにはやまない」(同書、281ページ)のだと指摘されたのである。さらに、平田氏は、より具体的に過渡的形態である分割地所有の過渡的性格を以下のごとくのべられる。煩を厭わず引用しておこう。

「貨幣を支出して土地を購入することが、一方では、土地の非所有から生ずる経済外強制と地代収奪の重圧から離脱することであり、農民の『人格的自立性の発展のための基礎』→『自由な個性の発展のための一つの必要条件』であると同時に、『農業そのものの発展のための必要な一経過点であり』、この意味で『小経営のための土地所有の最も正常な形態』であるにもかかわらず、他方では、『生産部面そのもので自由にしうる資本』を減少させ、『生産手段の範囲を減少させ、したがって再生産の基礎を狭隘化させる』ことによって、『労働の社会的生産諸力の発展、労働の社会的諸形態、諸資本の社会的集積、大規模な牧畜、科学の累進的応用を排除する』ものであるからこそ、小経営的生産様式の商品経済としての一定の発展のなかで分割地的小土地所有は資本制の大土地所有に止揚されねばならない、ということにはかならない。分割地所有の『過渡的』性格は、あくまでも、地代論的に把握されねばならない」(山田編、同書、282ページ)。

平田氏が、「分割地所有が、この地代論的な視角で把握された過渡的な世界的範疇である」と銘を打ち、分割地所有の過渡的性格を上記の「衝突」のなかに集中的に求められていることには疑問の余地がない。しかし、平田氏のかかる説明だけでは釈然としないものがある。というのは、分割地所有形態における「地代」とは何か、ということの疑問が依然として解消しないのである。

マルクスが地代展開系列の終結において、本源的地代形態から資本制地代への過渡的形態として「分益制度」(Metäriewirtschaft) と相並んで農民的分割地所有をとりあげたのは、地代論的分析視角から、いかなる理由によるものなのであろうか。

この設問への接近を、山岡亮一氏も、『農業經濟理論の研究』で試みられたのである。山岡氏の説明に耳を傾けよう。

「小農業經營的生産様式の開花した形態である分割地所有を問題としたい。……マルクスは『資本論』の『本源的地代形態から資本主義的地代への過渡形態』として何を語ろうとしているかである。マルクスは過渡的形態としての分割地所有において、又分益制度において、更に本来的奴隷經營やグーツウィルトシャフトにおいても、従って過渡的形態のすべてを通じて、この形態においては、地代がもはや剰余価値一般の正常的形態としては現象しないことを明らかにすることを目的として、従ってこの点において、資本主義的地代形態のように利潤が剰余価値一般の正常形態として現象し、地代は単なる超過利潤の形態としてのみ現象するという段階に到達していないという消極的側面において、更に封建的地代のように、地代が剰余価値一般の正常的形態として現象する、従って利潤は発生するとしても単にいわば超過地代、一の胎芽利潤としてにすぎない段階は既に通過したという積極的側面において、過渡的形態をこの両者、資本主義的地代、封建的地代と区別することのみを目的としているのである」。

「マルクスがここで強調していることは単に地代を支払わない自由な土地所有という点だけではなく、『他の生産諸部門との比較による超過利潤として、但し、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずから表示する』(『資本論』13分冊、1133頁)であろうところのいわば分割地所有のあげる粗収益の中でしめる地代相当部分の性格が問題となっている……。マルクスはたとえば『分割地經營が賃借地で営まれる場合でさえも、借地料は、他のどんな諸關係のもとでもよりも遥かに甚だしく、利潤の一部分を、および賃金からの控除分すらも包含する』とかたって、この形態においては利潤が剰余価値一般の正常的形態としては現象しないことをはっきりと指摘している程である」(傍点一引用者)。

「『全剰余価値が利潤と解され』たり『全剰余価値が地代として現象』したり、『地代と利潤とが一致したり』、『地代は剰余価値の分化形態として現象しない』といろいろのべられているが、それらに共通していえることは、剰余価値の相異なる諸形態の分離の不明であること、(傍点一引用者)、もっと正確に言えば、地代が剰余価値一般の正常的形態としては現象せず、又地代が単なる超過利潤の形態として現象することはないという一点である」(山岡亮一『農業經濟理論の研究』1962年、266-8ページ)。

山岡氏のかかる主張には示唆されるところがきわめて大きいのである。山岡氏が本源的地代形態から資本制地代への過渡的形態としての分割地所有形態での地代範疇の過渡的 성격の特徴点をつぎの三点に求められている。

先ず第1には分割地所有形態のもとでは「地代が剰余価値一般の正常的形態として現象する、従って利潤は発生するとしても単にいわば超過地代、一の胎芽的利潤としてにすぎない段階は既に通過したということ」、第2には「分割地所有のあげる粗収益の中でしめる地代相当部分の性格が問題となっている」こと、第3には「剰余価値の相異なる諸形態の分離の不明であること」などが、それらである。この着眼点は誠に鋭いものであって、その考え方は正しくを失することなく、全面的に賛成である。

しかしながら、山岡氏の主張が過渡的形態としての分益制度、本来的奴隷経営、グーツウィルトシャフトについては理解できたとしても惜しむらくは分割地所有に関してはつぎの疑問が浮ばざるをえないのである。山岡氏が分割地所有形態のもとでの「地代」を「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格」〔絶対地代、差額地代、余計な「名目的地代」〕だけをもってこと足りとされているのではなからうか。分割地所有形態での「地代」とは単にそれだけなのであるか、という疑問が浮ぶのである。

本稿では、マルクスがいかなる根拠に基づいて本源的地代形態から資本制地代への過渡的形態として農民的分割地所有をとりあげたのかということの課題を、地代論的分析視角から、考察しよう。そのさい、より具体的に問題となるのは、(1)分割地所有形態のもとで現象しうる「地代」とは何か、ということ、(2)分割地農民の「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格〔差額地代、絶対地代〕」を究明すること、(3)農産物価格形成の特殊性——土地価格の利子との関連において——を明らかにすること、(4)分割地所有のなかで、いわゆる「名目的地代」をいかに位置づけるか、ということ、(5)地代が剰余価値の分化形態として現象しない分割地所有形態の唯一の地代、したがって資本化された地代たる土地価格の性格を分析すること、等なのである。本稿では、(2)と(3)が主たる

対象となり、(1)と(5)には部分的にタッチしえたにすぎない。残されたのは、次号にゆずることにした。

1. 分割地所有とその歴史的「前提」

(1) 分割地所有とは何か

マルクスは「分割地所有」論の冒章で、分割地所有とは何かということ、および分割地所有のもとでの「地代」は剰余価値の分化形態としては現象しないということ、つぎのごとく明らかにしている。

「さらに分割地所有。農民はこのばあいには、同時に、彼の土地——彼の主要な生産用具・彼の労働および彼の資本のための不可欠な就業場面・として現われる彼の土地——の自由な所有者である。この形態では何らの借地料 (Pachtgeld) も支払われず、したがって地代 (Rente) は、剰余価値の分化形態としては現象しない、——といっても地代は、ともあれ資本制的生産様式が發展している諸国では、ほかの生産諸部門との比較による超過利潤として、ただし、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずからを表示するのだが」(K. III, S. 856. 訳本4, 289—90ページ)。

上記の章句について、鈴木鴻一郎氏は『日本農業と農業理論』においてつぎのごとく理解された。

「これによれば、マルクスは『分割的土地所有』の『過渡的』性質を、農民が『経済外強制』から解放されて『土地の自由所有者』となっているという点に求めていると考えられる。これは『経済外強制』の有無を指標にとったものであるが、次に地代が『剰余価値または剰余労働の通例的形態』であるや否やを指標にとればどうということになるであろうか。云うまでもなくマルクスはこの点については『分益農制』の場合における如く明確な言をなしていない」(同書, 1951年, 215ページ)。

たしかに、鈴木氏のいわれるごとくに、分割地所有においては、農民は「経済外強制」から解放されて「土地の自由所有者」となっていることは事実であ

る。この事実は衆目の一致するところである。井上周八氏も、この点つぎのごと明らかに規定されている。

「資本制地代の発生史論の対象としての『分割地所有』の本質的メルクマールを与えるならば、それは次の二点であろう。

I 直接的生産者たる農民が封建的土地所有を基礎とする経済外的強制(=身分的隷属関係)から脱却しており、従ってそれに基づく封建的貢納から自由であること。

II 農民が彼の労働及び資本の充用揚面としての土地の実質的に自由な所有者たること。従って生産諸条件の所有者=直接的生産者であること。

ここでは自由は二重の意味を有する。封建的土地所有に基づくところの経済外的強制による封建地代の収奪からの自由と、自由な土地の私的所有者という意味における自由である」(井上周八『農民的分割地所有』の基礎的考察——『立教経済学研究』第13巻, 第1号, 1959年)

つぎに、鈴木氏が指摘したごとく、地代が剰余価値の正常の形態であるや否に関してマルクスは明確な言をなしていないのである。「自営農民の自由な分割地所有というこの形態は、支配的で正常な形態としては、……近代的諸国民のもとでは、封建制的土地所有の解消から生ずる諸形態の一つ」(K. III, S. 858. 訳本4, 291ページ)であること、したがって分割地所有形態のもとでの農民は、「経済外強制」(ausserökonomischen Zwang)から解放されて土地の自由な所有者であることによるのみ、「剰余価値または剰余労働の通例的形態」でありや否やという指標が本質的な問題となりえなかったと思われる。もちろん、そういうことだけではない。この点は後述する。

最後に、マルクスが上記の文章中において「地代」というときには「地代」という用語で何を表現しているのであろうか。マルクスは、「ともあれ資本制の生産様式が発展している諸国では、ほかの生産諸部門との比較による」「総じて農民の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤」、すなわち山岡氏の言葉でいえば、農民の「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格」を資本制的諸関

係のもとでの「差額地代」や「絶対地代」や「独占地代」に類推してとらえているのである。いうまでもなく、これらの「地代」は農民の労働の全収益と同じく農民に帰属して、農民は、何らの借地料も支払わず、したがって地代は剰余価値の分化形態としては現象しないのである。

では、マルクスは分割地所有のもとで剰余価値の分化形態として現象する地代を考慮せず、何ら言及していないのであろうか。分割地所有のもとで剰余価値の分化形態として現象する地代を、マルクスは、土地価格および土地価格の利子においてとらえていたのではなからうか。

分割地所有形態のもとでは土地価格は前提要素である。すなわち、分割地所有の「形態のいっそうの発展によって、遺産分割にさいし土地が特定の貨幣価値で引受けられたからであるか、さもなければ、全所有またはその諸成分のたえざる変換にさいし土地が耕作者じしんにより、大部分は抵当で貨幣を借りることによって買われたからである、——つまり、資本化された地代にほかならぬ土地価格が前提要素で」ある（K. Ⅲ, S. 856~7, 訳本4, 290ページ）。

そしてこの土地価格を、マルクスは、つきのごとき表現をもってとらえている。「資本化された地代にほかならぬ土地価格」とか、「土地価格において——および土地価格に支払われる利子において——先取りされる地代」（K. Ⅲ, S. 857, 訳本4, 291ページ）とか、「土地価格は、資本化された、したがって先取りされた地代にほかならない」（K. Ⅲ, S. 860, 訳本4, 291ページ）とか、「地代、したがって資本化された地代たる土地価格」（K. Ⅲ, S. 862, 訳本4, 294ページ）とか表現しているのである。

かつて、樺田民蔵氏は、『農業問題』（「樺田民蔵全集」第3巻, 1947年）において、この点に以下のごとく言及されたのである。

「過小農制に於ては、耕作者が土地所有者であるから借地料はないのはあたりまへであるが、それでも土地資本の利子があり得る。この利子は資本主義的表現を用ふれば利潤からの控除である。そしてこの関係の下では、本来の耕作費用を差引いた労賃部分が耕作の絶対的制限であって、必ずしも平均利潤を得ることが出来るワケでない

から、この土地所有の利子についても亦利潤全部が実現されることが必要でない。むしろこの利子部分はその剰余労働の実現される唯一の部分である。本来資本家的地代は平均利潤以上の剰余価値超過分であるが、過小農制に於ける土地資本の利子として表現されるこの地代は平均利潤部分の内からの控除である。(価格が平均利潤以下で決定されれば、有利な条件における差額地代は平均利潤で決定された場合より小さい。価格が劣質部分を限度に決定されれば差額地代は一層小さい。) 故に、こゝでも地代は剰余価値の通常の形態ではない。(傍点一引用者) (同書, 312—3 ページ)。

かように、榎田氏は、「過小農制に於ては、耕作者が土地所有者であるから借地料はないのはあたりまへであるが、それでも土地資本の利子があり得る」となして、「土地資本の利子」に留意されていたのである。榎田氏のいう「土地資本の利子」とは、「土地に合体された資本にたいする利子」の意味ではなくして、「土地価格の利子」を意味されているのである。なお、榎田氏の上記の文章は、鈴木鴻一郎氏も、『日本農業と農業理論』(1951年刊)においても引用されたものであることを断わっておく(同書, 216—7 ページ)。

鈴木氏もまた、「ただ『分割的土地所有』の下において現実に支払われうる地代について次のように云っているにとゞまる」となし、「土地価格およびそれについて支払われる利子において予想されるところの地代」に留意されていたのである(同書, 215—6 ページ)。

さらに、裕正夫氏は分割地所有のばあいにも「一種の擬剩的地代としての土地価格……の利子は存しうる」ことを指摘されている(「農民的分割地所有制における穀物価格の決定」—有沢, 宇野, 向坂編『マルクス経済学の研究』(上), 1953, 213ページ)。

榎田氏やその他の諸氏によって単に留意される程度にとどまったこの「土地価格および土地価格の利子」こそは、分割地所有形態のもとで剰余価値の分化形態として現象しない農民の「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格」(差額地代, 絶対地代, 独占地代—「名目地代」は除外)と相並んで、現実に支払われる「地代」としてマルクスが対象としたものだと考えられるのである。したがって、マルクスが、地代論的視点から、これら二つ、すなわち農民の「粗収益の

中でしめる地代相当部分の性格」と「土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代」をいかに論及しているかが重要な課題となるであろう。以下、この点を積極的に考察しなければならない。しかし、この考察にたち入る前に、分割地所有の歴史的前提を明らかにしておこう。

(2) 分割地所有の歴史的「前提」

マルクスは、分割地土地所有形態の歴史的「前提」について以下のごとく書いている。

「この土地所有形態の前提は、これまでの古い諸形態のばあいと同じように、農村人口が都市人口を数的に大いにしのいでいるということ、つまり、ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしてもその発展度が相対的にまだ低く、したがって他の生産諸部門でも資本の集積がせまい限界内で運動して資本分散が優勢だということ、である。事態の本性上、このばあいには、農村生産物の圧倒的部分がその生産者たる農民たちじしんの直接的な生活維持手段として消費され、それ以上の超過分だけが商品として都市との商業に入りこむに違いない」(K. III, S. 856. 訳本4, 290ページ)。

この分割地所有の歴史的「前提」に関して、井上周八氏は、「ただしこの引用部分に対し次の疑問が生じている」となし、以下のごとく述べている。

「それはマルクスはここで分割地所有の前提として、『ともあれ資本制生産様式が支配的である』と述べているが、その意味はこの資本制生産様式が工業部門において支配的であるのみならず、農業部門の中でも分割地所有と併存している状態をさすものなのか、それとも農業以外の他の諸部門においては資本制的生産様式が支配的であるが、農業においては分割地所有に基づく小農民経営が支配的な場合をさすものなのかという問題である。この点に対する解釈は今のところ二通りみられる。(『立教経済学研究』第13巻第1号, 245—50ページ参照)。

たしかに、「ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしても」という表現から、上記の疑義が生じないことはないであろう。この疑義に関して、井上氏は、つぎのごとく明らかにしている。

「マルクスは封建的土地所有の解消の結果として成立した分割地所有を資本

制地代の発生史の見地から考察するにあたって、イギリスの史実を念頭に置いていたと考えられるのであるが、その場合の資本家的借地農は生産価格法則が支配する段階における平均利潤以上の超過利潤を地代として支払うところの資本制的借地農ではなく、従って農民的分割地所有と、このような資本制的借地農との併存という理解に立つことはできないと思われる。このことはマルクス自身が分割地所有の前提としている……前提は、これまでの古い土地所有形態の場合と同様に農村人口が都市人口を数的に大いに凌駕しているということ、農村生産物の大部分が農民自身の直接的な生活維手段として消費され、それ以上の超過分が商品として都市との商業に入り込むに違いないこと、と述べていることからみても、このような段階に農業の本格的な資本制的経営の存在を考えていないことは明らかであって、逆に資本制的借地農——とはいえそこにはまだ生産価格法則は成立していない——や、農民経営と同じような段階の小借地農経営が認められるとしても、やはり分割地における農民的経営が依然として支配的である段階を想定するとみてよいであろう」(井上, 前掲稿)。

この井上氏の考え方に基本的には賛成である。というのは少し井上氏とはニュアンスが違うが、つぎのことからである。「農村人口が都市人口を数的に大いにしのいでいるということ」と、「ともあれ資本制的生産様式が支配的だとしてもその発展度が相対的にまだ低く」ということとは、全経済構造的にとらえたものとして理解したい。こういう全経済構造的のなかで、非農業部分では資本の集積がせまい限界内で運動して資本分散が優勢であるということであり、他方農業部門では自給生産が支配的で、それ以上の超過分だけが商品として都市との商業に入りこむに違いないのである。このような状態をマルクスは歴史的「前提」としてとらえているのであるから、やはり井上氏の左記引用文中のように、「このような段階に農業の本格的な資本制的経営の存在を考えていないことは明らかであって、逆に資本制的借地農……や、農民経営と同じような段階の小借地農経営が認められるとしても、やはり分割地における農民的経営が依然として支配的である段階を想定しているとみてよいであろう」。

さすれば、分割地所有の歴史的「前提」は、農業では自給生産が支配的で、非農業部門では資本制生産様式が支配的だとしても、その発展度はきわめて低く、資本の集積がせまい限界内で運動して資本分散が優勢であるということだと考える。したがって、井上氏のいわれるごとく、自給生産が支配的な段階での農業部門においてはやはり分割地経営と小土地所有が支配的であって小農的借地農も若干存在している段階が想定されていると考えたい。あるいは「分割地所有」がほとんど一色であると想定した方がよいと思われる。

2. 分割地所有のもとでの「差額地代」と「絶対地代」

マルクスは、分割地所有形態のもとでの農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する「超過利潤」をいかにとらえて論じているのか、あるいは山岡氏の言葉でいえば農民の「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格」をいかにとらえて論じているのか、ということをご考察しよう。

(1) 分割地所有と「差額地代」

マルクスは、分割地所有の歴史的「前提」をのべて、ただちに以下のごとくのべている。

「土地生産物の平均市場価格がどうして規制されるかを問わず、あきらかにこの場合にも、資本制的生産様式のもとで同じように、差額地代 (Differentialrente), すなわち優等地または位置のよい地所にとっての商品価格 (Preises der waren) の超過部分が実存するにちがいない。総じてまだ一般的市場価格が発展していない社会状態においてこの〔分割地所有〕形態が現われる場合でさえ、この差額地代は実存する。そのばあいには差額地代は、余分な剰余生産物として現象する。ただそれが、より有利な自然諸条件のもとで自分の労働を実現させる農民のポケットに流れこむだけである」(K. III, 856. 訳本4, 290ページ)。

マルクスはきわめて慎重に、「土地生産物の平均市場価格がどうして規制されるかを問わず」と前置して、「優等地または位置のよい地所にとっての商品価格の超過分」を、資本制的諸関係のもとでの「差額地代」に類推してとらえているのである。したがって、土地の豊饒度や位置の差に基づく「商品価格の超過分」は、土地生産物のその差の程度に基づくのはもちろんのこと、一般的

市場状態にも依存して、ときには土地生産物の資本填補プラス平均利潤をこえる超過分となりうるであろうし、市場価格の「費用価格」をこえる超過分ともなりうるであろう。

マルクスは、この豊饒度と位置の差に基づく「商品価格の超過分」、すなわち差額地代は、「より有利な自然諸条件のもとで自分の労働を実現させる農民のポケットに流れこむだけである」とのべている。土地の豊饒度と位置の差に基づくこの「商品価格の超過分」、すなわち差額地代は、ともあれ資本制的生産様式が発展している諸国では、ほかの生産部門との比較における超過利潤として、ただし、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずからを表示するのである。したがって、分割地農民（Parzellenbauer）の「粗収益の中にしめる地代相当部分の性格」は「差額地代」的というであろう。

土地生産物の市場価格が、分割地農民の剰余価値または剰余労働のなかで、「平均利潤」をこえて、土地の豊饒度（位置）の差に基づく、「超過分」としての「差額地代」を実現させば、そのばあいには農民の剰余価値または剰余労働のなかで「平均利潤」と「差額地代」が未分離のまま共棲しているのである。山岡氏の言葉でいえば、剰余価値が「平均利潤」と「地代」とに分離することなく、「剰余価値の相異なる諸形態の不明であること」になるのである。

かような理解を比喩的にいえばこうなるであろう。資本主義的生産関係に照応する「平均利潤」と「差額地代」を双生児にたとえれば、その双生児は分割地所有形態のもとではいまだ農民の剰余価値または剰余労働という胎盤の胎児にたとえることができよう。この双生児はいまだ分娩されてはいないが、すでに懐妊されており、「平均利潤」や「唯一の正常的形態」としての地代として出生の産声をあげるべく胎動していると比喩することができよう。

したがって、分割地所有形態のもとでの農民の「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格」は、「剰余価値一般の正常的形態」として現象することなくして、さりとて地代の「唯一の正常的形態」としても現象することなく、それへ

の推転を示すということになり、正に過渡的なものとして理解しうるのである。しかしながら、分割地所有形態のもとでは、土地生産物の市場価格が、土地豊饒度（位置）の差に基づく「商品価格の超過分」を平均利潤をこえる超過分となしうような必然性は、農民の生産関係にはないであろう。つぎにこのことの考察をなそう。

（2）農産物価格形成の特殊性

マルクスが分割所有形態のもとで示唆した農産物価格形成の特殊性は、わが国小農の農産物価格形成の法則を解明するために重要な手がかりを与えるものとして、しばしば論議的となってきた。しかし、いまだに論議の余地が、特に「土地価格の利子」との関連において、残されていると考えられるから、分割地農民の農産物価格形成の特殊性を考察しておこう。

分割地所有形態のもとでは農民は、「自分じしんのために労働し、自分じしんの生産物を売る」とすれば、彼は、第1には、自分じしんを労働者として充用する自分じしんの雇傭者（資本家）と見なされ、また、自分じしんを自分の借地農業者として充用する自分じしんの土地所有者と見なされる。彼は賃労働者としての自分には労賃を支払い、資本家としての自分には利潤を請求し、土地所有者としての自分には地代を支払う」（K. Ⅲ, S. 931~2, 訳本4, 346ページ）のである。

かような近代社会の骨組をなす三階級を一身に兼ね具える分割地農民の生産関係には、資本填補プラス平均利潤を許容するほどに農産物価格が騰貴する必然性はないのである。マルクスは、このことについて以下のごとく書いている。

「分割地農民にとっての搾取の制限として現象するのは、一方では、彼が小資本家たるかぎりでは資本の平均利潤ではなく、また他方では、彼が土地所有者たるかぎりでは地代の必要ではない。小資本家としての彼にとっての絶対的制限として現象するのは、本来の費用を控除したのち彼が自分じしんに支払う労賃にほかならない。生産物の価格が彼にこの労賃を保証するかぎり、彼は自分の土地を耕作するはずであって、この労賃はしばしば肉体的最低限度まで下ることがある」（K. Ⅲ, S. 857. 訳本4, 290-1ページ）。

マルクスによれば、土地生産物の市場価格が彼の本来的費用〔C〕プラス労賃部分〔V〕を保証するかぎり、耕作しつづけるのであって、分割地農民の農産物価格は、概して、費用価格〔C+V〕の水準に形成されるであろう。この費用価格のうちで労賃部分は、労働力の正常的価値からそれ以下への圧下、つまり肉体的最低限度までの巾のひろいものであって、それは、しばしば、肉体的最低限度まで下がりうるのである。

最劣等地を耕す農民にとっても上記の関係が当はまるから、分割地農民の農産物価格は最劣等地の農民の費用価格、すなわち C+V〔肉体的最低限度〕まで下がりうるであろう。したがって、分割地農民の農産物価格は、最劣等地を耕す農民の費用価格水準、すなわち C+V〔肉体的最低限度〕によって、最下限が画されるであろう。

しかし、しばしば論議的となっていることは、分割地農民の農産物価格を規制する費用価格に土地価格の利子をプラスすべきか否かということなのである。もちろん、ここで土地価格の利子というのは、土地に合体された資本の利子ではなくして、分割地農民が「第三者たる抵当権者に支払われねばならない」(K. III, S. 857, 訳本4, 291ページ) ところの土地価格の利子なのである。

田代隆氏は、『小農経済論——封建制農業から資本制農業への展開の論理』において、「分割地農民が土地を購入すれば、その土地価格の利子に相当するだけ農民のふところにはいる農業所得は減少するわけであるから、彼等の農業生産の限界は、その利子に相当する部分だけ高められなければならない」(同書, 1963年, 158ページ) となして、マルクスのつぎの文章を引用されている。

「なるほど、土地価格の利子——これは、大抵のばあい、なお、第三者たる抵当権者に支払われねばならない——は一つの制限をなす。だがこの利子は、まさに、資本制的諸関係のもとでは利潤を形成すべき剰余労働部分から支払われうる。だから、土地価格において——および土地価格に支払われる利子において——先取りされる地代は、農民の生活維持に欠くべからざる労働をこえる彼の剰余労働が、全平均利潤に等しい商品価値部分に実現されることなしに・ましてや平均利潤に実現される剰余労働をこえる超過分たる超過利潤に実現されることなしに・資本化されたもの的一部分い

がいの何ものでもありえない。地代は、平均利潤からの一控除分でもありえ、平均利潤のうちで実現される唯一の部分でさえありうる。だから、分割地農民が自分の土地を耕作するため、または土地を耕作用に冗うためには、正常的な資本制的生産様式のばあいのように、土地生産物の市場価格が、彼に平均利潤を——ましてや地代の形態で固定された、この平均利潤をこえる超過分を——もたらずに足りるだけ騰貴することは必要でない。だから、市場価格が生産物の価値または生産価格にまで騰貴することは必要でない」(K. III, S. 857—8. 訳本4, 291ページ)。

田代氏は、上記マルクスの文章を引用して、「ということであって、分割地農民が土地を購入して農業生産を営む場合には、その生産物の市場価格が、費用価格と土地価格の利子との合計額に達していれば、彼等の農業生産は続けられていく」(田代, 前掲書, 159ページ)とのべている。

白川清氏は、『農業経済の価格理論』において、上記引用文中の「土地価格において——および土地価格に支払われる利子において」から「平均利潤のうちで実現される唯一の部分ですらありうる」まで引用して、このべておられる。

「きわめて難解なこの箇所を一気に整理すれば、『プラス土地価格の利子』は、農産物価格が $[(c)+(v)+(m)(P+R+\dots\text{平均利潤}+\text{地代})]$ という価値通りに実現される必要はなく、また平均利潤 (P) の全部が実現される必要はない。土地価格の利子としての地代は、『平均利潤からの一控除分でありうるし、また平均利潤のうちで実現される唯一の部分ですらありうる』ならば、マルクスの規定は $P(p+z+\dots\text{企業者利得}+\text{利子})$ のうちの利子 (z) 、しかも z の全部でなく土地価格の利子だけだという意味であろう。そうすると分割地所有農民のもとにおける農産物価格は、 $[C]+[V]$ でなくさらにプラス $[z]$ ——総投下資本の利子でなく土地価格の利子——という水準によって形成されることになった」(同書, 1963年, 121—2ページ)。

たしかに、上記のマルクスの文章は、分割地農民の農産物価格は、費用価格プラス土地価格の利子という水準に形成されるように受取れるのである。はたしてマルクスの真意はその通りなのであろうか。

上記の文章で、マルクスが何を語ろうとしているのか。上記の文章を地代論点分析視角から読めばこういうことになるであろう。

(1) 分割地農民が第三者の抵当権者に支払われねばならない土地価格の利

子は、農民の剰余労働の一部分が資本化されたものである。分割地農民が土地価格の利子の支払いから離脱しているばあいには、彼は土地購入のために支出した貨幣資本の利子の形態としての地代を自己のポケットに入れることになる。そしてこの「地代」は、本稿でいままで観察したところの、土地の豊饒度（位置）の差に基づく「商品価格の超過分」、すなわち「差額地代」と考えていいであろう。大抵のばあいには、第三者たる抵当権者に支払われねばならない「土地価格の利子」は、農民の剰余労働の一部分の資本化されたものにほかならない。そしてまた、農民が抵当権者にこの土地価格の利子を支払ったならば、この土地価格の利子は、農民の剰余労働の一部分が資本化されたものにほかならないであろう。したがって、マルクスは、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、農民の剰余労働が資本化された一部分いがいの何ものでもありえないと説くのである。

(2) この土地価格の利子は、まさに、資本制的諸関係のもとでは利潤を形成すべき剰余労働部分から支払われる。だから、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代として実現された農民の剰余労働の一部分は、資本制的諸関係に照応すべき利潤とも見なしうるものである。かくして、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、土地の豊饒度（位置）の差や農産物の一般的市場状態に依存して——特に前者——平均利潤からの一控除分ともなりうるし、平均利潤のうちで実現される唯一の部分でさえありうることになるであろう。

(3) 分割地所有形態のもとで剰余価値の唯一の分化形態として現象する土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、農民の剰余労働が資本化された一部分にほかならない。そしてこの「剰余労働の一部分」は、一方では「地代」とも見なしうるし、他方では「利潤」とも見なしうるものである。

要するに、マルクスは、分割地所有形態のもとで農民の剰余労働は、いまだに「利潤」ともみなしうるし、「地代」とも見なしうるものであって、「剰余価

値の相異なる諸形態の分離の不明」としてとらえているのである。この点を明らかにすることが、マルクスの意図ではなかったであろうか。この点は後述するとして、本筋に立ち返えろ。

分割地農民の農産物価格は、費用価格プラス土地価格の利子という水準に形成されるのであろうか、ということを考察しよう。

白川氏は、「はたして土地価格の利子が農産物価格の形成に必然的に参加するといえるであろうか」と問い『無用の瘤』だと考える」と否定されて、その根拠づけをなされている。しかし、白川氏の説明はきわめてパズルであるから（白川、前掲書、120—4 ページ参照）、非礼をかえりみず、それを不問に附すことにする。マルクスが、小農の農産物価格は、概して費用価格水準に形成されることを論じておき、その後で小農の農産物価格は、費用価格プラス土地価格の利子とのべているのは、自己矛盾に落ち入っているのではなからうか。けっして、マルクスは自己矛盾に落ち入っているのではなくして、それどころか誤解をさけるために、上記の引用文のすぐあとで、つぎのごとく断わっている。

「これこそは、分割地所有の支配的な諸国では資本制的生産様式の諸国におけるよりも穀物の価格が低いのは何故かという原因の一つである。もっとも不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部分は、無償で社会に贈与されるのであって、生産価格の調整または価値形成一般には参加しない。このより低い価格は、だから、生産者たちの貧窮の結果であって、彼らの労働の生産性の結果ではけっしてない（傍点引用者）」（K. III, S. 858. 訳本4, 291ページ）。

マルクスは、土地格価の利子が農産物価格のなかに規定的に入りこみうるといふ誤解をさけるために、わざわざ、「もっとも不利な条件のもとで労働する農民の剰余労働の一部分は、無償で社会に贈与されるのであって、生産価格の調整または価値形成一般には参加しない」と駄目を押したのである。ここで、「農民の剰余労働の一部分」は、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代として資本化されて、実現された農民の「剰余労働の一部分」と理解すべきであろう。この「剰余労働の一部分」をかく理解することなくし

て、それを、土地価格の利子をのぞいて、全平均利潤に等しい商品価値部分に実現されることのない農民の剰余労働部分や、ましてや平均利潤に実現される剰余労働をこえる超過分たる超過利潤に実現されることのない農民の剰余労働部分として理解されているのが通常である。この誤解は、無用の混乱をひきおこしているのである。概して土地生産物の価格は費用価格水準に形成されるのであるから、最も不利な自然諸条件で労働する農民の実現されない農民の剰余労働が無償で社会に贈与されるのは、小農の生産関係にとってはあたりまえのことであって、ことあげするにおよばないであろう。

他の観点からいえば、マルクスは、分割地所有形態のもとでは「個別的な虚偽の生産費の、また個別生産者にとっての生産物の費用価格の、重要な一要素をなす」土地価格 (K. III, S. 859—60, 訳本4, 292ページ) が、分割地経営および小土地所有者にとってはごく稀なつぎのただ二つの場合を除いては、土地生産物の価格に規定的に入りこまない、ことを明らかにしているのである。二つの場合とは、「第1には、土地生産物の価値が、農業資本……の構成の結果としてその生産価格よりも高く、市場諸関係が土地所有者をしてこの差額を儲けることをえさせる場合である。第2には、独占価格が生ずる場合である」(K. III, S. 862, 訳本4, 292ページ)。そしてどちらの場合も、「分割地経営および小土地所有者にあってはごく稀れである、というのは、まさにここでは、生産のきわめて大きな部分が自家需要を充たすのであって、一般的利潤率による調整に係わりなく行なわれるからである」(K. III, S. 862, 訳本4, 294ページ)。その上、分割地農民の生産関係にはすでに見たごとく農産物価格を費用価格水準以上に騰貴せしめる必然性がないからである。したがって、総じて分割地所有形態のもとでは最劣等地を耕作する農民にとっては土地価格および土地価格の利子は土地生産物の価格のなかに規定的に入りこまないものである。

したがって、もっとも不利な自然諸条件のもとで耕作する農民の剰余労働の一部分、すなわち土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代として資本化され実現された剰余労働の一部分は、「無償で社会に贈与されるの

であって、生産価格の調整または価値形成一般には参加しないのである。

かくして、分割地所有形態のもとでは、農産物価格は、最劣等地の費用価格プラス土地価格の利子という水準に形成されるのではなくして、費用価格すなわち本来的費用プラス労賃部分〔しばしば肉体的最低限度〕の水準に形成されるのである。

ここで、もっとも不利な自然諸条件もとで労働する農民は、いかにして土地価格の利子を抵当権者に支払いうるのか、ということの疑問が起るのである。おそらく、この分割地農民は、彼の労賃部分を肉体的最低限度以下へさらに圧下させることによって支払うか、「彼らの生産手段の範囲をそれだけ減少させ、したがって再生産の経済的基礎を狭隘化させる」(K. III, S. 862, 訳本4, 294ページ) ことによって支払うか、資本(その多くは労働)の集約度を高めること(このことは、収穫量の増加→市場価格の下落→資本集約度による商品価格の超過分を相殺→結局「豊作の不幸」と同じ結果を招来)によって支払うか、もしくは高利貸からさらに借り入れることによって支払わねばならないであろう。やがては、この最劣等地の分割地農民は、本源的蓄積のために賃労働者として転落するか、さもなくば小農的借地農へ転落すべき運命にあったと思われる。

しかして、「高利と租税制度とは、いたるところで分割地所有を衰頹させるに違いない。土地価格における資本の支出は、この資本を耕作からとりあげる。〔第三者たる土地抵当権者に支払う土地価格の利子も、この資本を耕作からとりあげる——引用者〕。限りない、生産手段の分散および生産者そのものの離散。人間力の尨大な浪費。生産諸条件の累進的悪化と諸生産手段の騰貴とは、分割地所有の必然的な一法則である。この生産様式にとっての豊作の不幸」(K. III, S. 859, 訳本4, 292ページ)ということになるであろう。

(3) 「地代」と「利潤」と一致すること。

分割地所有形態のもとでは、土地生産物の価格は、最劣等地の農民の費用価格($C+V$ 〔肉体的最低限度〕)の水準に、概して、形成されることが明らかとなった。したがって、土地豊饒度(位置)の差に基づく「商品価格の超過部分」は、

せいぜい、費用価格の超過分にすぎないのであって、平均利潤をこえる超過分ではないのである。このばあいには、農民の剰余労働は、ただ土地の豊饒度(位置)の差に基づく費用価格の超過分、すなわち「差額地代」に犠牲しうるものにほかならないであろう。すなわち、分割地農民の剰余労働は、平均利潤を含むことなく、犠牲された「差額地代」と等しいものであるであろう。

この犠牲された「差額地代」は、分割地農民に、土地所有者の資格において帰属するか、第三者たる抵当権者に支払われるかのいずれかであろう。この「差額地代」が土地価格の利子として抵当権者に支払われるなれば、この利子は資本制的諸関係のもとでは利潤を形成すべき農民の剰余労働部分から支払われるゆえに、「差額地代」としての農民の剰余労働は、「利潤」とも見なしうるものなのである。

したがって、分割地所有形態のもとでは土地の豊饒度(位置)の差に基づく費用価格の超過分として実現された農民の剰余労働は、一方では「差額地代」に犠牲しうるし、他方では「利潤」に犠牲しうるであろう。分割地農民の「粗収益の中でしめる地代相当部分の性格」は、「差額地代」にも、「利潤」にも犠牲しうるものでありうるであろう。かかるマルクスの見方は、過渡形態のすべて(分益農制、本来の奴隷経営、領地直営)に共通しているのである。

まず、分益制度においては、マルクスは、「完全な資本制的経営たるためには、……一方では、借地農業者にとって十分な資本が欠けている。他方では、土地所有者がこのばあいにえる分前が純粋な地代形態をとっていない」とのべ、さらに、「この分前は、事実上では、彼の投下資本にたいする利子と超過地代とを含むかもしれない。それは事実上、借地農業者の全剰余労働を吸収するかもしれない、また、この剰余労働の大なり小なりの分前を借地農業者に残すかもしれない」(傍点一引用者)とのべて、「だが、本質的なことは、地代はこのばあいには、もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しないということである」(K. III, S. 854, 訳本4, 288ページ)とのべている。ここで留意すべ

きことは、土地所有の「分前」が「純粹な地代形態をとっていないこと」（農民の全剰余労働が、地代となることもありうるし、「地代」と「利潤」に分離することもありうる）から、分益制度のばあいには、「もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しないということ」を明確に指摘していることである。

本来の奴隷経営や領地経営については、「われわれはここで詳しく立ち入る必要がない。このばあいには、土地所有者と、生産用具の所有者——したがってまた、この生産要素のうちに数えられる労働者の直接的搾取者——とが一致する。同様に、地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない。このばあいに剰余生産物となってあらわれる労働者たちの全剰余労働が、全生産用具……の所有者によって、直接に労働者たちから採取される。アメリカ的植栽地地のように資本家的な見方が支配的に行なわれるばあいには、この全剰余価値が利潤と解される。資本制的生産様式そのものも実存せず、これに照応する見方も資本制的諸国から伝わっていないばあいには、この全剰余価値は地代として現象する。いずれにしても、この形態はなんらの分離も呈しない。（傍点—引用者）」(K. III, S. 855, 訳本4, 289ページ)

かように、マルクスは、土地所有の過渡的形態のすべてを通じて、「地代と利潤も一致すること」と「剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」こと、さらに「全剰余価値が利潤と解され」たり、「地代として現象する」ことを指摘しているのである。まさに、この地代の性格の特徴においてこそ、マルクスは、「地代が、もはや、剰余価値一般の正常的形態としては現象しないということ」を見出したのである。

または、マルクスは、過渡的土地所有形態のもとでの地代の過渡的たるゆえんのものがそれらの点にあることを説いているのである。分益農制においては、「地代が剰余価値の一般的正常的形態としては現象しないということ」を明確のべて、本来の奴隷経営や領地直営については、地代の過渡的の性格の特徴点をのべて、同じことの重複を避けたのである。

マルクスは、分割地所有のもとでも同じ手法を用いて、「地代」の過渡的性

格を明らかにしているのである。分割地農民の全剰余価値または全剰余労働が利潤と解されたり、地代として現象したりするという、そのうえ「剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ということは、まさに分割地所有の形態では「地代が、もはや、剰余価値の正常的形態として現象しないということ」を如実に表現する以外のなにものでもないのである。したがって、分割地所有形態のもとでは、地代が剰余価値の正常的形態でありや否やに関して、マルクスは明確な言をなす必要がなかったと思われる。

要するに、分割地所有形態のもとでの地代の過渡的たるゆえんは、地代論点分析視点から、こういうことになるであろう。

(1) 分割地所有形態のばあいには、土地生産物の平均市場価格がどのように規制されようとも、優等地または位置のよい地所にとっての「商品価格の超過分」、すなわち差額地代が実存する。この差額地代〔農民の剰余価値〕が農民に帰属するかぎりでは、「ともあれ資本制的生産様式が発展している諸国では、ほかの生産諸部門との比較による超過利潤として、ただし、総じて農民の労働の全収益と同じく農民に帰属する超過利潤として、みずから表示するのだが」。したがって、「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」のである。そのことに、分割地所有形態のもとでの地代の過渡的性格が浮き出して見えるのである。

(2) この差額地代が土地価格の利子の形態で第三者たる抵当権者に支払われるときには、この差額地代〔剰余価値〕は、資本制的諸関係のもとではこの利子が利潤を形成すべき農民の剰余労働から支払われるがゆえに、「利潤」とも解いされるであろう。このばあいにも、「利潤と地代も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ということになるであろう。

(3) 上記のことと同じ関係にあるが、分割地所有形態のもとで現象している唯一の地代、したがって土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、農民の剰余労働が資本化されたものの一部分いがいの何ものでもありえない。第三者たる抵当権者に支払われる土地価格の利子は、資本制的諸関係

のもとでは利潤を形成すべき剰余労働部分から支払われる。したがって、土地価格および土地価格の利子において先取りされる地代は、もっぱら自然諸条件の有利さの程度に基づいて、地代は、平均利潤からの一控除分でもありえ、平均利潤のうちで実現される唯一の部分でさえありうる。このばあいにも、「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ということである。

以上要するに、マルクスは、分割地所有形態のもとでも、その他の過渡的土地所有形態のもとでも同様に、「地代と利潤も一致するのであって、剰余価値の相異なる諸形態の分離は生じない」ということをもって、地代の過渡的性格を、地代論的分析視角から明らかにするとともに、このばあいに本質的なことは「地代がもはや剰余価値一般の正常的形態としては現象しないということ」を明らかにしたのである。